

# NPO法人障がい者給与補助機構定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO法人障がい者給与補助機構という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を横浜市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、障がい者、障がい者を雇用する企業および障がい者を支援する個人又は団体に対して、障がい者が個々の能力を活かした商品またはサービス等の付加価値創出に関する事業を行い、障がい者の生活の安定に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(2) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

(1) 障がい者雇用を支援する事業

(2) その他この法人の目的を達成するための事業

## 第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、活動を支援するために入会した個人及び団体  
(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前条に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもつて本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 繼続して2年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第 12 条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第 4 章 役員

(種別及び定数)

第 13 条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上 20人以下

(2) 監事 1人以上 2人以下

2 理事のうち、1人を理事長とし、必要に応じ2人以内の副理事長を置くことができる。

(選任等)

第 14 条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

(職務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を執行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 16 条 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後の事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。  
(報酬等)

第 18 条 役員および会員は無報酬とする。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第 5 章 総会

(種別)

第 19 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 20 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 21 条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算に関する事項
- (5) 事業報告及び決算に関する事項
- (6) 役員の選任等に関する事項
- (7) 入会金及び会費に関する事項
- (8) 長期借入金に関する事項
- (9) 事務局の組織等に関する事項
- (10) その他この法人の運営に関する重要な事項

(開催)

第 22 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 23 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 24 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 25 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。  
(議決)

第 26 条 総会における議決事項は、第 23 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があつたものとみなす。

(表決権等)

第 27 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 25 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 2 号及び第 48 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 28 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がいる場合にあっては、その数を付記すること。)
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印しなければならない。
  - 3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
    - (1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
    - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
    - (3) 総会の決議があつたものとみなされた日
    - (4) 議事録の作成に係る職務者の氏名

## 第 6 章 理事会

(構成)

第 29 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 30 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 31 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 2 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があつたとき。

(3) 第 15 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 32 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日か 14 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 33 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第 34 条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 32 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 理事は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システムによって、理事会に参加し、表決することができる。

3 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

4 前項の規定により表決した理事は、第 34 条及び次条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印しなければならない。

## 第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の 1 種とする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告及び決算)

第 45 条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後 3 か月以内に総会の承認を得なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 46 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(長期借入金)

第 47 条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収益をもって償還する短期借入金を除き、総会の承認を得なければならない。

## 第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 48 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に掲げる事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 49 条 この法人は、法第 31 条第 1 項に掲げる事由により解散する。

2 法第 31 条第 1 項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 この法人が解散（破産手続開始の決定による解散を除く。）したときの清算人は、総会において選任する場合を除き、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第 50 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に規定する法人のうちから総会において選定したものに帰属するものとする。

(合併)

第 51 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 52 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、内閣府N P O 法人ポータルサイトに掲載して行う。

- 第 10 章 事務局  
(事務局の設置等)
- 第 53 条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を置くことができる。
- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
  - 3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。
  - 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

- 第 11 章 雜則  
(細則)
- 第 54 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

- 附 則
- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
  - 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	田中 旭
理事	星川 隆夫
理事	畠 賢人
理事	高橋 良和
理事	マクドナルド 美樹
理事	XU AIJUAN 許 愛娟
理事	AHN KYUNGHEE 安 慶姫
監事	落合 智恵
  - 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から 2025 年 3 月 31 日までとする。
  - 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
  - 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 46 条の規定にかかわらず、成立の日から 2025 年 3 月 31 日までとする。
  - 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金	
正会員	0 円
賛助会員	0 円
(2) 年会費	
正会員	0 円
賛助会員	個人 1 口 3,000 円 (1 口以上) 団体 1 口 3,000 円 (1 口以上)

(設立認証申請用)

役員名簿

フリガナ	エヌピーオーホウジン ショウガイシャキュウヨホジョキコウ
特定非営利活動法人の名称	NPO 法人 障がい者給与補助機構

役名	フリガナ 氏名	住所又は居所	報酬の有無	備考
理事	タナカ アキラ 田中 旭		なし	理事長
理事	ホシカワ タカオ 星川 隆夫		なし	
理事	ハタ サカト 畠 賢人		なし	
理事	タカハシ ヨシカズ 高橋 良和		なし	
理事	マクドナルド ミキ マクドナルド 美樹		なし	
理事	キヨ アイケン XU AIJUAN 許 愛娟		なし	
理事	アン ケイヒ AHN KYUNGHEE 安 慶姫		なし	
監事	オチアイ チエ 落合 智恵		なし	

◇ 役員は、法第20条の欠格事由に該当しないこと、法第21条による親族規定に反しないことが必要です。

◇ 親族規定の考え方

役員総数が5人以下の場合、配偶者も三親等以内の親族（以下、「親族等」といいます。）（※）も含むことはできません。

役員総数が6人以上の場合、各役員につき、1人だけ親族等を含むことができます。

（※）三親等以内の親族

父母、子、祖父母、孫、伯叔父母、甥姪（血族及び姻族とも）（6ページ参照）

◇ 役員報酬を受けることができる者は、役員総数の3分の1以下です。

# 設立趣旨書

ある家族から親亡き後の財産管理の相談を受けたことからすべてが始まりました。そこには、どんなに親が財産を持っていようが、解決できない問題がありました。それは障がい者が幸せな人生を送るための社会との接点ともいえる働く場所の問題です。障がい者の親御さんが思い悩む、親亡き後の不安は計り知れません。その不安の解消には残される障がい者が安心して暮らせるだけの金銭的ゆとりだけではなく、障がい者の一人一人が人から感謝されながらお仕事で活躍して、そのお仕事の対価として健常者と同等なお給料を得ることではないでしょうか？しかしながら、障がい者の程度は様々なこともあります、健常者と同等なお給料を得る仕事を見つけることは難しいのが現実でした。

そこで、障がい者の芸術的センスを活かせる「人様のお名前を描く」仕事を考案しました。障がい者には依頼者の顔写真を見てもらい、その依頼者をイメージして描いてもらいます。依頼者ご自身のお名前ならば、自分自身の芸術として愛情をもって下さるのではないかと思ったのが始まりです。このお名前フォントは、お名刺や印鑑、オンラインミーティング背景などで、ご活用して頂いています。そうすると、障がい者は「誰のために？何のために？なぜ仕事をしているのか？」を理解してくれるようになりました。

NPO法人設立前の任意団体の頃から、就労継続支援事業所での職業訓練が正規雇用されたときのお給料のベースとなるように、お名前フォント使用者が支払ってくれる毎月のサブスクリプション使用料を障がい者が所属している就労継続支援事業所に振り込み、毎月の工賃アップに寄与させてもらっていました。そして障がい者が正規雇用された暁には、その障がい者を雇用する企業に毎月のサブスクリプション使用料を振り込みますので、障がい者を正規雇用する際のお給料の補助にして頂くことができます。

とても重要なことです、決して障がい者個人にお名前フォント使用者のサブスクリプション使用料を振り込むことはいたしません。なぜならば、障がい者の不労所得ではなく、正規雇用を促進することが目的だからです。ですので、就労継続支援事業所や一般企業での労働ではなく、アルバイトや引き籠りの状態になってしまった場合には、就労継続支援事業所や一般企業へのサブスクリプション使用料の振り込みは停止されます。

今後の取り組みとしては、描くことが得意でない障がい者だからこそ価値があるお仕事を数多く生み出し続けることだと思っています。そんなとき、ある障がい者がお手本を「なぞり書き」したことが大きな閃きとなり「なぞり書きお名前フォント」を考案いたしました。障がい者のお仕事は画一的な単純作業が多いとされますが、その場合は規格を外れると不良品と見なされます。これでは、障がい者の個性が発揮されるはずもありません。しかし、この「なぞり書きお名前フォント」は本来の字から程よく外れた方が個性が発揮されることを発見しました。この「なぞり書きお名前フォント」を考案したことにより、描くことが得意な特定の障がい者だけではなく、より多くの障がい者の支援が可能となり、さらには、より多くの企業で障がい者が活躍できるお仕事の創出にまで貢献できるようになりました。

このように、障がい者雇用の促進のため、お名前フォントの使用料を何十年以上も管理する必要があり、また振込手数料や諸経費を除いて基本的に使用料の全額を障がい者のお給料に還元したいと考えているために、非営利であるNPO法人の設立が最適であるとの結論に至りました。

「障がい者の一人一人が人から感謝されながらお仕事で活躍して、そのお仕事の対価として健常者と同等なお給料を得る」そんな世の中を実現するために、ここに設立趣旨書を書き留めます。

2023年12月6日

法人の名称  
設立代表者

NPO法人 障がい者給与補助機構  
田中 旭

## 2024年度事業計画書

法人の名称 NPO法人 障がい者給与補助機構

### 1 事業活動方針

お名前フォントを継続利用してくれると共に、当法人の活動を支援してくれるプレミアム応援団を50人に増やすと共に、賛助会員100口の獲得を目指す。そのために、当法人の活動への理解を得て、支援を検討していただくための広報活動に注力していく。

### 2 事業内容

#### (1) 特定非営利活動に係る事業

##### ① 障がい者雇用を支援する事業

###### ア 障がい者雇用支援事業

- ・内 容 就労継続支援事業所、障がい者を雇用する一般企業等に対して、支援を行うことによって、障がい者雇用の安定を図る。
- ・日 時 通年
- ・場 所 当初は東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県を中心とし、後に全国に展開
- ・従事者人員 10人
- ・受益対象者 就労継続支援事務所に通う障がい者、一般企業に就職した障がい者  
10人（年度末時点）
- ・支出見込額 480,000円

###### イ コンテンツ管理運用事業

- ・内 容 障がい者が製作するお名前フォント等のコンテンツについて、知的財産権・継続利用者との契約等を管理する。
- ・日 時 通年
- ・場 所 当初は東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県を中心とし、後に全国に展開
- ・従事者人員 10人
- ・受益対象者 コンテンツの製作者 10人（年度末時点）
- ・支出見込額 120,000円

## 2025年度事業計画書

法人の名称 NPO法人 障がい者給与補助機構

### 1 事業活動方針

お名前フォントを継続利用してくれると共に、当法人の活動を支援してくれるプレミアム応援団を、前年度からの継続利用者50人に加え、新規50人を獲得して100人に増やすと共に、継続の賛助会員100口に加え、新規賛助会員100口の獲得を目指す。そのために、当法人の活動への理解を得て、支援を検討していただくための広報活動にさらに注力し、事業のためのインフラも拡充していく。

### 2 事業内容

#### (1) 特定非営利活動に係る事業

##### ① 障がい者雇用を支援する事業

###### ア 障がい者雇用支援事業

- ・内 容 就労継続支援事業所、障がい者を雇用する一般企業等に対して、支援を行うことによって、障がい者雇用の安定を図る。
- ・日 時 通年
- ・場 所 当初は東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県を中心とし、後に全国に展開
- ・従事者人員 10人
- ・受益対象者 就労継続支援事務所に通う障がい者、一般企業に就職した障がい者 20人（年度末時点）
- ・支出見込額 960,000円

###### イ コンテンツ管理運用事業

- ・内 容 障がい者が製作するお名前フォント等のコンテンツについて、知的財産権・継続利用者との契約等を管理する。
- ・日 時 通年
- ・場 所 当初は東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県を中心とし、後に全国に展開
- ・従事者人員 10人
- ・受益対象者 コンテンツの製作者 10人（年度末時点）
- ・支出見込額 120,000円

**活動予算書**  
成立の日から2025年3月31日まで

法人の名称 NPO法人 障がい者給与補助機構

(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	300,000		
.....	300,000		
2. 受取寄附金			
受取寄附金	200,000		
施設等受入評価益	0		
.....	200,000		
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	300,000		
.....	300,000		
4. 事業収益			
お名前フォント事業収益		528,000	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0		
.....	0		
経常収益計			1,328,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
.....	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	0		
施設等評価費用	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
障がい者雇用を支援する事業	480,000		
コンテンツ管理運用事業	120,000		
.....	0		
その他経費計	0		
事業費計		600,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
.....	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
.....	0		
その他経費計	0		
管理費計		0	
経常費用計			600,000
当期経常増減額			728,000
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益			
.....			
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損			
.....			
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			728,000
前期繰越正味財産額			0
次期繰越正味財産額			728,000

**活動予算書**  
2025年4月1日から2026年3月31日まで  
法人の名称 NPO法人 障がい者給与補助機構

(単位:円)

項目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	600,000		
.....	600,000		
2. 受取寄附金			
受取寄附金	200,000		
施設等受入評価益	0		
.....	200,000		
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	300,000		
.....	300,000		
4. 事業収益			
お名前フォント事業収益		1,056,000	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0		
.....	0		0
経常収益計			2,156,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
.....	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	0		
施設等評価費用	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
障がい者雇用を支援する事業	960,000		
コンテンツ管理運用事業	120,000		
.....	0		
その他経費計	0		
事業費計		1,080,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
.....	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
.....	0		
その他経費計	0		
管理費計		0	
経常費用計		1,080,000	
当期経常増減額			1,076,000
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益			
.....			
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損			
.....			
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			1,076,000
前期繰越正味財産額			728,000
次期繰越正味財産額			1,804,000